



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ

<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会

鳥取市若葉台南1-17

TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤幸二

## 第28回ゼロ災55無災害運動

スローガン

育てよう 危険を危険と感じる心

常に考え55ゼロ災

平成28年11月7日(月)～12月31日(土)

ゼロ災55無災害運動は、年末に向け、ゼロ災55無災害運動期間（本年11月7日から12月31日までの55日間）での鳥取県内企業における「労働災害の発生ゼロ」を目指した独自の取組で、平成元年度から毎年度実施し、本年度で28回目を迎えます。

会員事業場の事業者・労働者の皆様方には、本運動期間中「職場から労働災害を出さない。」という目標の達成に向けて、労働災害防止活動への集中的な取組をお願いします。

### ◎ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

### ◎事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施

- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・『安全「見える化」とつとり運動』への参加
- ・危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

## 11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月

45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

### 過重労働による健康障害を防止するために

- ① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。
- ② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- ③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

### 賃金不払残業を解消するために

- ① 職場風土を改革しましょう。
- ② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

## ストレスチェックアンケート結果

昨年12月1日からストレスチェック制度がスタートし、派遣労働者を含めた労働者50人以上の事業場では、本年11月末までに第一回目のストレスチェックを実施しなければならないことになりました。

鳥取労働局では、初めての取組となるストレスチェックの実施状況を調査するために、本年7月1日付けで労働者50人以上の事業場を対象としてアンケートを実施しました。

アンケートは446事業場に行い、279事業場から回答がありました。調査結果は以下のとおりですが、回答があつたすべての事業場でストレスチェックを実施済み、又は実施する予定であることが分かりました。未回答の事業場には、改めてストレスチェックの実施について文書でお願いしました。

ストレスチェックの委託先は産業医、健診機関、その他の医療機関など各事業場の事情によってさまざまですが、面接指導については産業医に委託する割合が73.1%を占めました。

### ストレスチェックアンケート結果

#### 1 実施状況

すべて実施 -----	34 (12.2%)
ストレスチェックまで実施 -----	46 (16.5%)
今後実施予定（日程が決まっている） -----	70 (25.1%)
今後実施予定（日程は未決定） -----	115 (41.2%)
予定はない -----	0 (0%)
予定はない（労働者50人未満） -----	14 (5.0%)

#### 2 ストレスチェック委託先

産業医 -----	64 (22.9%)
健診機関 -----	94 (33.7%)
その他の医療機関 -----	21 (7.5%)
その他 -----	100 (35.8%)

#### 3 面接指導の委託先

産業医 -----	204 (73.1%)
健診機関 -----	13 (4.7%)
その他の医療機関 -----	16 (5.7%)
その他 -----	46 (16.5%)

#### 4 記録の保存

事業場内 -----	125 (44.8%)
外部機関 -----	107 (38.4%)
その他 -----	47 (16.8%)

## 「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

厚生労働省では、事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対し、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにする

ためのガイドラインを公表しました。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入などの環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項をとりまとめています。

ガイドラインのポイントは下記のとおりです。

疾病を抱える方々が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいきましょう。

なお、鳥取労働局では、鳥取産業保健総合支援センターとともにガイドラインの説明会を行うことにしています。

### ガイドラインのポイント

#### 〈治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備〉

- 労働者や管理者に対する研修などによる意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口を明確化
- 時間単位の休暇制度・時差出勤制度などを検討・導入
- 主治医に対して業務内容などを提供するための様式や、主治医から就業上の措置などに関する意見を求めるための様式を整備

#### 〈治療と職業生活の両立支援の進め方〉

- 労働者が事業者に支援を求める申出
- 事業者が必要な措置や配慮について産業医から意見を聴取
- 事業者が就業上の措置などを決定・実施

#### 〈がんに関する留意事項〉

- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- がんの健診を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮

## 雇用管理研修のご案内（受講料無料）

～建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です～

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことに努めなければならないとしていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。是非、この機会に雇用管理研修を受講いただき、今後の雇用管理の向上にお役立てください。

#### 基礎講習

(米子会場) 平成28年11月14日(月) 9:00~16:30  
米子食品会館

(鳥取会場) 平成28年11月16日(水) 9:00~16:30  
(一社) 鳥取県労働基準協会

#### コミュニケーションスキル等向上コース

(鳥取会場) 平成28年12月15日(木) 13:00~16:20  
(一社) 鳥取県労働基準協会

\*詳細については、同封したリーフレット又は(一社)鳥取県労働基準協会ホームページ(アドレスは当会報1頁)をご覧ください。

# 平成29年1月1日から育児・介護休業法等が改正されます

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

## 1. 介護休業の制度の改正 (育児・介護休業法)

		今まで	法改正(平成29年1月1日)後は
介護休業	分割取得	対象家族1人につき、 <u>一要介護状態ごとに1回、通算93日まで</u>	対象家族1人につき、 <u>3回を上限として、通算93日まで</u>
	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②休業開始予定日から93日を超える雇用見込み（93日経過後から1年内に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと）	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
介護休暇の半日単位の取得		介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日（1日単位）	介護が必要な家族1人につき5日、2人以上につき10日（半日単位の取得可）
介護短時間勤務等の要件の変更		対象家族1人につき、 <u>一要介護状態ごとに1回、介護休業と日数を通算93日まで</u>	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能
介護のための所定外労働の免除		なし	介護終了までの期間について、所定外労働の免除を請求できる
介護休業等の対象家族の拡大		配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫

## 2. 育児休業の制度の改正 (育児・介護休業法)

		今まで	法改正(平成29年1月1日)後は
育児休業	有期契約労働者の取得要件の緩和	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	○有期契約労働者の要件 ①入社1年以上、②子が1歳6か月になるまでの間に、更新されないことが明らかである者を除く
	対象となる子の範囲拡大	実子・養子（法律上の親子関係であるもの）	実子・養子（法律上の親子関係であるもの）、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等、法律上の親子関係に準じる関係にあると言える子
子の看護休暇の半日単位の取得		対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日（1日単位）	対象となる子1人につき5日、2人以上につき10日（半日単位の取得可）

## 3. 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの防止措置 (男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)

		今まで	法改正(平成29年1月1日)後は
禁止・義務の対象	事業主	事業主	事業主
妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む（均等法第9条、育介法第10条）	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む（均等法第9条、育介法第10条）	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント	なし	なし	上司、同僚などが職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないよう、防止措置を講じなければならない。

詳しい内容や、お問い合わせは

鳥取労働局雇用環境・均等室 TEL 0857-29-1709へ

厚生労働省ホームページでもご覧いただけます

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyoukintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyoukintou/index.html)

## 「第75回全国産業安全衛生大会 2016 in 仙台」開催

今年度の大会は、「築こう未来へ 安全と健康でつなぐ復興の架け橋」をテーマとして仙台市内で去る10月19日(水)から21日(金)の3日間、全国から約10,000名の参加を得て開催されました。



開会式で祝辞を述べる 二川厚生労働事務次官

初日は、13時15分から総合集会が開かれ、開会式・講演では、厚生労働事務次官の二川一男氏の祝辞や厚生労働省労働基準局安全衛生部長の田中誠二氏の講演並びに俳優・歌手の中村雅俊氏とフリーキャスターの唐橋ユミ氏によるスペシャルトーク「故郷と復興への思い」などが行われました。

また、2日・3日の分科会では企業における防災・震災対策、危機管理対策をテーマとする「防災・危機管理分科会」が新設され、震災から得られる危機管理上の教訓や地域社会の復興への貢献など、復興に取り組む企業の活動事例の紹介が行われました。

なお、本大会に当協会会員各位のご参加を頂きましたことに、厚くお礼申し上げます。

次の第76回(平成29年度)の本大会は、平成29年11月8日(水)から3日間、兵庫県神戸市での開催が予定されています。

## 鳥取県最低賃金が 改正されました

鳥取県最低賃金額	発効年月日
時間額 715円	平成28年10月12日

- 1 鳥取県最低賃金は、業種や規模及び常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 2 最低賃金額には、次の賃金は含まれません。
  - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ② 臨時に支払われる賃金
  - ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金  
 3 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」と「各種商品小売業」については、鳥取県最低賃金とは別に特定(産業別)最低賃金が決められています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室 (TEL 0857-291-705) 又は各労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

## 【厚生労働省】 働き方・休み方改革 シンポジウムのご案内 <参加無料>

厚生労働省委託事業「働き方・休み方改革シンポジウム」のご案内をいたします。

本シンポジウムは、長時間労働の削減と年次有給休暇の取得促進を柱とする「働き方・休み方改革」に取り組む皆様に、「働き方・休み方改革」に役立つ情報を提供することを目的として開催いたします。

### 【岡山開催】

日時：11月15日(火) 13時30分～16時30分

会場：岡山シンフォニーホール・イベントホール

(岡山県岡山市北区表町1-5-1)

対象：働き方・休み方改革に興味をお持ちの全ての方  
定員：150名

参加費：無料

▽詳細案内・申込先 (事業委託先：(株)三菱総合研究所  
Webサイト)

<http://www.mri.co.jp/work-holiday-sympo2016/>

## 災害復旧作業・工事における 労働災害防止対策の徹底について

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害は、家屋の瓦の崩壊が最も多く報告されましたが、道路・河川や水道も被害を受けました。

今後、復旧工事が本格的に行われますが、早期の改修工事を求める声が大きい中で、人手不足が心配されています。

鳥取労働局では、復旧工事における労働災害を防止し、死亡災害を発生させないために、平成28年10月25日付けて、関係団体に対し、「復旧作業・工事における労働災害防止対策の徹底」について要請を行いました。

また、10月26日からは、毎日、安全パトロールを行っています。その際に、作業に携わる方の災害防止のために、粉じんマスク、切創防止用手袋、踏み抜き防止用インソールなども配布しています。

1日も早い復興が望まれていますが、余震の心配も残る中で復旧工事が続けられています。復旧工事において、労働災害が発生することがないよう皆様の御協力をお願いします。